

国民健康保険高額療養費の自己負担限度額が変更になります

高額療養費制度の改正により、平成27年1月から70歳未満の方の自己負担限度額が別表のとおり変更になります。これにより、今までよりも

所得要件が細分化され、皆さんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更

はありません。現在70歳未満の方で、平成26年12月31日まで有効の国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方には、平成27年1月から有効となる認定証を12月中に市役所より郵送します。

◆別表：高額療養費自己負担限度額

〈平成26年12月まで〉

区分	所得要件(※1)	1ヵ月の自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降(※2)
A	旧ただし書所得 上位所得者 600万円超	150,000円+ (医療費の 総額-500,000円)×1%	83,400円
B	旧ただし書所得 一般 600万円以下	80,100円+ (医療費の 総額-267,000円)×1%	44,400円
C	住民税非課税 低所得者	35,400円	24,600円



〈平成27年1月から〉

区分	所得要件(※1)	1ヵ月の自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降(※2)
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円+ (医療費の総額 -842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円超901万円 以下	167,400円+ (医療費の総額 -558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円超600万円 以下	80,100円+ (医療費の総額 -267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※1 「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額のこと
※2 過去1年間に、同一世帯で4回以上高額療養費に該当した場合

市民課国保年金班 ☎(70)0334

ジェネリック医薬品差額通知

国民健康保険に加入の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のはがきを送付しています。このはがきは、現在使用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、安くすることができ自己負担額をお知らせするものです。

平成26年8月分です。先発医薬品と最も価格が近いジェネリック医薬品によって差額が計算され、差額が100円以上の場合が通知対象となります。中樞神経系医薬品、腫瘍用薬、放射性医薬品は通知の対象から除きます。

市国民健康保険として、このジェネリック医薬品差額を通知する目的は、ジェネリック医薬品への切り替えによって、患者の自己負担額を減らすとともに、国民健康保険財政の健全化を図ることです。

【通知の概要】

- 世帯単位ではなく、被保険者別に通知します。
- 12月通知の対象調剤期間は、

- 20歳以上が対象となります。
- 通知は三つ折りはがき形式により、ジェネリック医薬品への変更方法を付記します。
- 通知には医療機関や調剤薬局の名称は表記されません。
- ジェネリックへの切り替えにあたっては、医師・薬剤師へ相談のうえ行ってください。

市民課国保年金班 ☎(70)0334

私道の整備を補助します

市では、地域に密接した生活環境の整備を促進するため、「大網白里市私道整備補助金交付要綱」に基づき、年度予算の範囲内で私道整備補助金の交付を行っています。

- 補助対象となる工事
 - 舗装を新設する工事（部分補修を除く）
 - 道路排水施設を新設または修繕する工事
 - 交通安全施設（道路反射鏡やガードレール等）を設置する工事

補助対象となる私道 次の条件をすべて満たした私道が補助対象となります（補助金の割合は別表参照）。

- 道路の一端が公道と接続していること
- 宅地と境界が明確なこと
- 当面の間、掘削工事が予定されていないこと
- 私道の土地所有者等が、当該整備と一般の通行に利用することに同意し、市の条例等に基づく負担すべき金額を納めていること
- 5戸以上の家屋が接して日常的に利用し、10年以上居住していること
- 道路排水施設は、放流先が整備されており、関係地区の排水同意が得られていること
- その他「大網白里市私道整備補助金交付要綱」に定める

- 道路の一端が公道と接続していること
- 宅地と境界が明確なこと
- 当面の間、掘削工事が予定されていないこと
- 私道の土地所有者等が、当該整備と一般の通行に利用することに同意し、市の条例等に基づく負担すべき金額を納めていること
- 5戸以上の家屋が接して日常的に利用し、10年以上居住していること
- 道路排水施設は、放流先が整備されており、関係地区の排水同意が得られていること
- その他「大網白里市私道整備補助金交付要綱」に定める

◆別表：補助金の割合

要件	私道幅員	
	4m未満	4m以上
両端が公道と接続している私道	工事費の5.5 / 10	工事費の6.5 / 10
一端が公道と接続している私道	工事費の5.0 / 10	工事費の6.0 / 10

維持管理

整備工事が終了した私道の維持管理は、市民の皆さんが共同で行うこととなります。私道の良好な維持管理をお願いします。

市民課建設課管理班 ☎(70)0350

第66回人権週間 「みんなで築こう人権の世紀」

人間は、誰でも幸福な生活を送る権利、「人権」を持っています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日(木)～10日(水)までの一週間を「人権週間」として、「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心」を重点目標として、世界人権宣言の趣旨およびその重要性を広く訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種啓発活動を行います。

困りごとや心配ごと、子どもがいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、お気軽

にご相談ください。

【市人権相談】

- 日時：第3(水)10時～15時(定例相談日)
- 会場：中央公民館1階相談室
- 問合せ：地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342

【法務局人権相談】

- 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570(003)110
- 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
- 子どもの人権110番 ☎0120(007)110
- ※平日8時30分～17時15分受付
- 市民課地方務局人権擁護課 ☎043(302)1319

ねんきんナビ

～国民年金保険料の納め忘れがある方へ～
年金額アップ・年金の受給資格のために後納制度を利用しましょう

後納制度とは、過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合、申し込みにより、納付することができる制度です。

本来、納付可能な期間は過去2年以内となっていますが、平成27年9月までは過去10年以内に延長されています。

この機会にぜひ、後納制度をご利用ください。

【後納制度で保険料を納付するメリット】

①年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより「年金受給なし」が「年金受給可能」となります。

②将来受け取る年金額が増額します。

1ヵ月分の後納保険料を納めることにより、年金受給額が年額1,610円増額します(平成26年度時点)。

【高齢基礎年金額の目安】

772,800円(H26年度の満額の年金額)
＝年額で1,610円増額
48ヵ月(20歳～60歳までの40年×12ヵ月)

▶申請できる方

①20歳以上60歳未満の方で過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間のある方

②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方

③65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入の方など

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申請できません

▶注意点

・過去3年度以前の後納保険料には加算額がつきます。

・納付する場合は、最も古い期間から納めなければなりません。

・保険料は、1ヵ月分から納付できます。

市民課国保年金事務所

☎043(242)6320

市民課国保年金班

☎(70)0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～足裏を鍛えて偏平足の予防～

長時間立ったり、歩いたりすると、足の裏がだるくなったり痛むことはありませんか。

加齢により足裏の筋力が衰えると、土踏まずが浅くなる「偏平足」になります。偏平足になると、足裏の症状だけでなく、膝や腰の痛みにもつながることがあり、外反母趾にもなりやすくなります。

いつまでも自分の足でしっかり歩けるように、今から足裏を鍛えましょう。

◆足裏の鍛え方

〈両足でつま先立ち〉

・イスの背もたれなどにつかまり、両足でつま先立ちになる。

〈足首の運動〉

・イスに座り片方の足をもう一方のものに乗せ、足首をひねって足先を上に向ける。

〈足指の運動〉

- 足指でグー・チョキ・パーをつくる。
- 床に広げたタオルを足指でたぐり寄せたり、足指5本を使いタオルをつかんで持ち上げる。

〈歩くことで筋力アップ〉

・正しい姿勢で、できれば裸足で歩く機会をつくる。

・靴は自分の足にあったもので、指の部分がしっかりと曲がるものを選ぶ。

※いずれの運動も無理のない範囲で行い、痛みがある場合は医師に相談してください

◆12月の出張相談

▶日時＝5日(金)13時30分～15時

▶会場＝老人福祉センター「コスモス荘」
※訪問することもできますのでお気軽にご相談ください

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています。

市民課地域包括支援センター

☎(70)0439 FAX(70)1093

在宅介護支援センターおおみ緑の里

☎(73)5146

在宅介護支援センター杜の街

☎(70)1666